

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年4月25日
【事業年度】	第91期（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）
【会社名】	旭硝子株式会社
【英訳名】	Asahi Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 島村 琢哉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218 - 5603
【事務連絡者氏名】	経営企画部広報・IR室長 玉城 和美
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京(03)3218 - 5603
【事務連絡者氏名】	経営企画部広報・IR室長 玉城 和美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

提出会社が2016年3月30日に提出いたしました第91期（自 2015年1月1日 至 2015年12月31日）に係る有価証券報告書の記載内容に追加すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第2 事業の状況
 - 1 業績等の概要
 - (3) 並行開示情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しています。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(3) 並行開示情報

(訂正前)

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに関する項目との差異に関する事項につきましては、日本基準に基づく連結財務諸表を作成しておらず、差異の金額を算定することが困難であるため、以下のとおり定性的な情報を記載しております。

(退職給付に係る費用)

日本基準では、発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用をその他の包括利益として認識した後に、一定の期間で純損益として償却することが要求されます。IFRSでは、発生した数理計算上の差異はその他の包括利益として即時認識し、過去勤務費用は純損益として即時認識しております。

(のれんの償却停止)

日本基準では、のれんを一定期間にわたり償却することが要求されます。IFRSでは、のれんの償却は行われず、毎期減損テストを実施しております。

(訂正後)

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに関する項目との差異は以下のとおりです。なお、提出会社は日本基準に基づく連結財務諸表を作成していないため、差異の金額は概算額で記載しております。

(退職給付に係る費用)

日本基準では、発生した数理計算上の差異及び過去勤務費用をその他の包括利益として認識した後に、一定の期間で純損益として償却していましたが、IFRSでは、発生した数理計算上の差異はその他の包括利益として即時認識し、過去勤務費用は純損益として即時認識しております。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、売上原価・販売費及び一般管理費が134百万円減少し、その他の包括利益が2,360百万円(税効果前)増加しております。

(のれんの償却停止)

日本基準では、のれんを一定期間にわたり償却していましたが、IFRSでは、のれんの償却は行わず毎期減損テストを実施しております。

この影響により、当連結会計年度にて、IFRSでは日本基準に比べて、販売費及び一般管理費が2,179百万円減少しております。

以上